

「独立行政法人医薬品医療機器総合機構審査等業務関係業務方法書実施細則に規定する  
対面助言等相談手数料の改正について（案）」に対するご意見とPMDAの考え

ご意見	PMDAの考え
<p>金額もかなり高額になることを機構のチームも理解し、相談内容の制限をなるべく少なくして、相談に乗ってほしい。第1相開始前相談であることを理由にP1試験実施前なので、P3も見据えた相談はできない等のコメントが出ないようにしてほしい。</p>	<p>相談品目の状況等によって全てのご相談に応じることができない可能性がございますが、ご意見を踏まえまして、今後も手数料に見合った相談を実施できるよう努めてまいります。</p>